

日医FAX ニュース



日医FAXニュース
編集・発行：日本医師会 (03-3946-2121)

■ 職種別給与額、提出義務化の声は「遺憾」

— 猪口副会長、経営情報DBで —

医療法人の経営情報のデータベース (DB) 構築に向け、「職種ごとの年間1人当たりの給与額」の提出の在り方が焦点になっている。厚生労働省の検討会は、医療法人による提出を任意にすべきだと報告書に明記。一方、22日の政府の公的価格評価検討委員会では、積極的な提出を求める意見が相次ぎ、義務化の検討を求める声も出た。猪口雄二副会長はメディアファクスの取材で、政府検討委の議論について「厚労省での検討結果が尊重されなかったとするならば極めて遺憾」だと述べた。「今後、DBについては、厚労省の検討結果に沿った制度設計が行われるよう、改めて政府に求めたい」と強調した。

厚労省の「医療法人の経営情報のDBの在り方に関する検討会」は、11月9日付で報告書をまとめた。検討会の構成員を務めた猪口副会長は、報告書について「DBを進める観点からも、守るべきところは守ることができた」と話す。

「職種ごとの年間1人当たりの給与額」の

提出は、検討会でも論点になり、10月以降の2回の会合でいずれも意見が飛び交った。最終的に報告書では、「医療法人によって、職種ごとの細分化が困難な場合や細分化できる範囲も異なるため、提出の対象となる職種の全体を示した上で、その区分方法も含めて提出を任意とすべきである。ただし、医療法人にとって可能な範囲で提出への協力を求める必要がある」と記した。

猪口副会長は「検討会で共に構成員を務めた今村英仁常任理事が報告したように、日医の意見としては、任意でないと全ての医療法人が提出することは不可能との結論だった」と振り返る。今村常任理事は検討会で、医療法人の規模はさまざまだとし、「1人しかいない職種だと、個人情報を出さなければならない」と指摘。全ての職種の給与が俸給表で定まっているわけではなく、地域の実情なども踏まえている事情に言及し、「義務化されれば現実的に提出が不可能になる」と述べた。

報告書では、提出を求めるのは「原則として医療法人がすでに取得・収集している情報」にすべきとの方向性を提示。これを念頭に、猪口副会長は「医療法人は職種別に個々に給与費のデータを作っていない」と説明し、「職種ごとの給与額は任意であるべきだ」と主張した。

●報告書に沿った法制化を

来年の通常国会では、医療法人の経営情報DBのほか、地域医療連携推進法人の見直し、認定医療法人の延長などに関する法案提出が見込まれている。

猪口副会長は「医療法人DBが厚労省の報告書に基づいて法案化されるよう、強く求めて

いきたい」と語った。研究者への第三者提供制度については「法案に盛り込まれると聞いている。法案成立後、データを蓄積して検討を進めればいいのか」と話した。

【メディファクス】

■ かかりつけ機能、外来GLで「取扱い検討」

— 厚労省、次期医療計画に向け —

厚生労働省は11月24日の「第8次医療計画等に関する検討会」（座長＝遠藤久夫・学習院大経済学部教授）で、次期医療計画作成指針などの見直しに向け、取りまとめの「たたき台」を示した。焦点になっているかかりつけ医機能については、今後の政府内の議論も踏まえ、必要に応じて「外来医療にかかる医療提供体制の確保に関するガイドライン

(GL)」での取り扱いを検討する方向性を示した。

かかりつけ医機能が発揮される制度整備を巡っては、現在、政府の「全世代型社会保障構築会議」や、厚労省の社会保障審議会・医療部会などで議論が進んでいる。

厚労省は同日の検討会で、かかりつけ医機能について「現在、その機能が発揮されるための具体的な方策について検討が進められており、今後、それらの検討を踏まえ、必要に応じて同GLにおける取り扱いについて検討を行う」と明記。かかりつけ医機能に関する何らかの記載を、次期医療計画に盛り込む可能性が高まった。これについて、構成員から特に意見は出なかった。

● 2次医療圏と構想区域、一緒の必要ない

2次医療圏の設定に関しては、「（現在の

医療圏が）入院に係る医療を提供する一体の圏域として成り立っていない場合は、その見直しについて検討する」とした。都道府県が見直さない場合は、地理的条件、面積、交通アクセスといった理由を説明するよう求める方針だ。

人口100万人以上の大規模な2次医療圏については、「2次医療圏としてよりも構想区域としての運用に課題が生じている場合が多いが、その場合都道府県は協議の場を分割するなど、その運用を工夫することとしつつ、必要に応じて2次医療圏も見直す」とした。

猪口雄二専門構成員（日医副会長）は、疾病ごとの医療圏域などは弾力的に設定できることを踏まえ、2次医療圏を設定する意義は「基準病床数を定める」ことにあると主張。一方で構想区域は、地域の医療や病床の配分を最適化させるために設定するものだとし、「必ずしも2次医療圏と構想区域は一緒である必要はないのではないか」と指摘した。

● 外来機能報告、方向性を「しっかり周知」

また、今村知明構成員（奈良県立医科大教授）は、外来機能報告の報告期限が延期されたことを受け、今後のスケジュールへの影響を厚労省に尋ねた。

医政局地域医療計画課の鷲見学課長は、「最終調整をしているところなので、今の段階でスケジュールが変わることが決定しているわけではないが、調整結果を踏まえて最終的な方向性について、しっかりと周知していく」と述べた。

検討会では次回以降も、取りまとめに向けて引き続き議論する予定だ。

【メディファクス】

■ 感染症法を参院で可決、今国会で成立へ

— 21項目の付帯決議も —

参院厚生労働委員会は11月24日、感染症法等改正案を与党などの賛成多数で可決した。近く参院本会議で可決し、今国会で成立する見通しだ。厚労委では、21項目の付帯決議も併せて可決。法案、付帯決議に対し、共産党とれいわ新選組は反対した。

● 流行初期医療確保措置「3カ月を基本」

付帯決議では、法案に盛り込んだ流行初期医療確保措置の実施期間について、「3カ月を基本」とし、必要最小限の期間にするよう政府に要請した。衆院厚労委も必要最小限の期間とするよう促していたが、より具体的に期間を示した格好だ。

感染症危機時には感染症の特性に応じて、病床の確保、外来診療の増加、医療従事者の確保などに必要な支援を行うよう求めた。

新型コロナウイルスワクチンについては、本人・保護者の意思で接種の可否を判断するものであり、接種していない人への差別やいじめは許されないことを周知徹底するよう要請した。

法案採決に先立ち、岸田文雄首相も審議に出席した。

【メディファクス】

■ 医療法人・持分保有、行政の監視強化を

— 日医総研 —

日医総研はこのほど、リサーチレポート「営利企業による医療法人の持分取得・経営支配：税務・会計専門家へのインタビュー調査から」を公表した。調査結果などを踏まえ、▽営利

企業による医療法人の出資持分保有への行政の監視強化▽営利企業から経営支配されている医療法人の実態把握▽医療法人の持分放棄へのさらなるインセンティブ設置—を提言している。

調査は、営利企業が医療法人の出資持分を保有し、医療機関の経営に影響力を及ぼしている事例について、その動機や目的、背景事情を探ることを目的に、医業経営に詳しい税務・会計の専門家を対象に実施した。

調査結果では、営利企業が持分あり医療法人の出資持分を取得するケースが増えているとの見解で一致しており、医業承継問題が契機となっている事例が多いと指摘。背景事情としては、地方経済では他に成長産業が存在せず、資金の出し手と有望な投資先がともに限られている点を挙げた。

営利企業が出資持分を保有する目的・動機としては▽利潤追求▽本業の相乗効果▽名誉や社会的地位・信用の獲得—が考えられると説明。営利企業が医療法人の経営に影響を及ぼすには、出資持分の保有だけでは十分でないため、法人の社員総会の統制と不動産の賃貸借関係を通じて、医療法人の経営を実効支配する手法が取られることが多いとした。

さらに「営利企業による出資持分保有は、持分なし医療法人への移行の阻害要因になるなど、医業経営の非営利性・公益性の担保の障害になり得る」と指摘。

今後も、出資持分の保有や不動産の賃貸借関係を通じて、営利企業が医療法人を実質支配するケースがますます増えるのではないかとの見方で一致していたことも取り上げた。

【メディファクス】